

## 特定水産資源に係る漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の 一部を改正する規則の概要について

農林水産部水産局  
漁業資源課

### 1 改正の理由

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）において、漁獲可能量（TAC）による資源管理を行う水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令（漁業法施行規則。以下「省令」という。）で定める水産資源（特別管理特定水産資源、くろまぐろ大型魚（30kg 以上））について、漁獲量等の報告等が規定された。

改正法が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることから、特定水産資源に係る漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（以下「規則」という。）において所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

規則第 1 条及び第 2 条第 1 項において、特別管理特定水産資源に係る漁獲量等の報告を規定する漁業法第 26 条第 2 項及び第 30 条第 2 項を追加する。

また、規則第 2 条第 3 項において、特別管理特定水産資源の漁獲量等の報告期限を規定する省令第 16 条第 4 項及び第 19 条第 4 項を追加する。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日



特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>○特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則 令和二年十二月八日規則第六十九号 特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第二十六条第一項及び第二項、第三十条第一項及び第二項並びに第三十三条第二項の規定により、法及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号。以下「省令」という。)を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告)</p> <p>第二条 法第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定による報告(以下「報告」という。)は、当該報告を行う者の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により報告を行うことができる。</p> <p>3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における省令第十六条第一項及び第四項並びに第十九条第一項及び第四項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</p>	<p>○特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則 令和二年十二月八日規則第六十九号 特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第二十六条第一項、第三十条第一項及び第三十三条第二項の規定により、法及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号。以下「省令」という。)を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告)</p> <p>第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告(以下「報告」という。)は、当該報告を行う者の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により報告を行うことができる。</p> <p>3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における省令第十六条第一項及び第十九条第一項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</p>

4 第一項に規定する方法により報告を行う者は、代理人によって当該報告を行う場合には、あらかじめ、別に定めるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(採捕の停止)

第三条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

4 第一項に規定する方法により報告を行う者は、代理人によって当該報告を行う場合には、あらかじめ、別に定めるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(採捕の停止)

第三条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。